

書式・様式の改善の取組について（内閣府分）

書式・様式の改善	
省庁名	内閣府
論点	<p>1. 認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書について</p> <p>① 平成 31 年 3 月及び 4 月に通知した様式について、各地方自治体における利用率はどの程度になっているか。また、平成 31 年 4 月 16 日の行政手続部会では利用率の数値目標を設定するには時期尚早で、まずは標準様式のメリットを感じていただくところから始める旨の御発言があったが、利用率の数値目標を設定して普及を図るべきと考えるが、いかがか。</p> <p>② 平成 31 年 4 月 16 日の行政手続部会において、地方自治体が独自に加算を出すなど単独事業を実施している場合においても、様式を導入できるように工夫することが重要との指摘があったが、どのように取組を進めていくかお示しいただきたい。（地方の実情に応じて地方自治体において加工を行うことは否定されることではなく、例えば unnecessary な項目を黒塗りにしたり、備考欄等に項目を追加するような加工であれば、事業者の負担は小さくなる。地方自治体における加工状況等も踏まえて取組を推進することが必要）</p> <p>③ 地方自治体で独自の様式を使用している場合でも、標準様式による申請があった場合には、差替えや情報の追完を求めずに地方自治体が受理すれば事業者負担の軽減につながるが、各地方自治体においてそのような対応はなされているか。把握されていない場合、様式の使用状況等とともに調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。</p>
<p>【回答】</p> <p>①②及び③について</p> <p>請求書様式について、平成 31 年に通知した様式の各地方自治体における利用の割合や、加工して使用している場合の加工方法、使われなかった事例、事業者が標準様式を提出してきた際の自治体の取扱い状況等を把握するとともに、どのような様式であれば普及できるのか、標準様式としてどのような様式が適切か等について調査研究を行い、令和 2 年度内を目途に一定の結論を得る予定としております。</p>	

書式・様式の改善の取組について（警察庁分）

書式・様式の改善	
省庁名	警察庁
論 点	<p>1. 自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書について</p> <p>①「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（令和元年7月29日改定）では、「自都道府県警察の様式以外であっても受理するとともに、これについて窓口、ホームページ等で広報」などの取扱いについて、すべての都道府県で実施されているかご教示いただきたい。仮に、当該取り扱いがなされていない都道府県がある場合、個別に指導を行うべきと考えるが、いかがか。</p> <p>②自動車保管場所証明申請について、OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能となった都道府県警察、導入予定の都道府県警察、導入未定の都道府県警察の数について、それぞれお示しいただきたい。また、導入未定の都道府県警察に対し、今後どのように働きかけていくか、御教示いただきたい。</p> <p>③自動車保管場所届出（軽自動車）について、OSSを利用した電子的提出はいつ実現するか。現時点での導入予定と今後の取組について、具体的に御教示いただきたい。</p>
【回 答】	
<p>① 令和2年3月現在、19 都道府県警察において、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）で定めた様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、規則に定められた様式の申請書等であると認められる場合は自都道府県警察の様式以外であっても受理することについて、窓口、ホームページ等で広報を実施している。未実施の県警察に対しては窓口、ホームページ等で早急に広報を実施するよう事務連絡文書を発出し、同年4月中に進捗を報告するよう求めている。</p> <p>② 令和元年度末現在、44 都道府県警察において、自動車保管場所証明申請について、OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能となっている。</p> <p>導入に至っていない3 府県警察に対しても、平成31年2月及び令和元年7月に、OSSを全国展開すべく、予算確保や導入計画に関して対面で指導・助言を実施する機会を設けた結果、令和2年度予算において、いずれの府県警察においてもOSS共同利用型システムの維持管理に必</p>	

要な予算を確保した。今後、導入に至っていないこれら3府県警察は、OSS共同利用型システムにアクセスするための機器整備等に係る予算確保が必要となるところ、府県による財政上の措置であるため流動的であるものの、令和4年のシステム更改時期に合わせた導入を目指し、その予算確保に向けて、指導・助言を継続する。

- ③ 自動車保管場所届出（軽自動車）へのOSSの利用拡大のため、他の行政機関、軽自動車検査協会等の関係機関との連絡会議に参加して今後の連携等を確認するとともに、OSS推進警察協議会に対して、令和4年に予定されているシステム更改において対象手続の拡大に対応できるよう促した結果、次期システムでは、自動車保管場所届出（軽自動車）に対応可能となる見込みである。今後とも、引き続き、関係省庁や団体と連携するなど、適切に対応する。

書式・様式の改善の取組について（総務省分）

書式・様式の改善	
省 庁 名	総務省
論 点	<p>1. 競争入札参加資格審査申請書について</p> <p>①「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（令和元年7月29日改定）では、令和元年度中に、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会」において今後の進め方の方向性について結論を得る予定とされているが、競争資格参加資格審査申請書の標準化の進め方について具体的に御教示いただきたい。</p> <p>②平成31年4月16日の行政手続部会において、競争入札参加資格申請について事業者における実態把握及び意見聴取を今後行う旨の御説明があったが、競争入札参加資格申請書および添付書類の実態把握の結果及び把握した課題と対応策について、御教示いただきたい。</p> <p>③上記2点を踏まえ、行政手続部会取りまとめ（令和元年7月29日）で公表された工程表において、2019年度中に取り組みとされていた標準書式案の検討結果と地方自治体の電子申請システムへの反映状況及び反映に向けた取組について、具体的に御教示いただきたい。</p>
【回 答】	
<p>① 「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会」を踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査申請の項目がどのような項目を設定していて、どの程度共通の項目を設定しているかを確認し、必要な項目の洗い出しから進めた。さらに、総務省に都道府県・指定都市・その他の市の実務担当者を構成員とする検討チーム※を立ち上げて、現場の意見を反映しながら標準書式案の作成を進めた。</p> <p>※（競争入札参加資格審査申請に関するワーキングチーム）</p> <p>② 検討チームの各構成員を通じて事業者に寄せられている意見やニーズを聞き取り、書式のサイズやデータ形式が異なることで申請先の地方公共団体に合わせた申請書を始めから作成しなければならない状況や他団体の書式をそのまま使えないかと考えている事業者がいることや添付書類の簡素化等の要望等があったところ。これらの要望等を踏まえ、標準化すること自体のほか、既に活用されている国の統一書式を採用することも含</p>	

め検討を進めた。

- ③ 検討チームでは、既に統一している国の書式でも各省庁が必要に応じて独自項目を設定している場合があること、同様に各地方公共団体においても自団体が推進する施策等に合わせて設定している独自項目があるが、これらの独自項目以外については、国と各地方公共団体で設定している項目が概ね一致していることが判明したことから、国の統一書式を可能な限り採用することとし、地方公共団体の独自性にも一定の配慮をして標準書式案を作成した。今後は、標準書式によることを基本としつつ、地方公共団体の状況に応じて紙媒体による申請から順次に電子申請システムへの反映が実施されるよう、当該標準書式案に対しての各地方公共団体や、必要に応じて事業者側からの意見を踏まえて標準書式を作成することとした。また、書式変更のためだけに各地方公共団体の既存のシステム改修をするのではなく、システムの更新時期に合わせた改修を想定している。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症対策を実施する地方公共団体や事業者側への負担にも十分に配慮しつつ、両者の意向も十分に踏まえながら、標準書式の作成を遅滞なく進めていきたい。

書式・様式の改善	
省庁名	総務省
論点	<p>2. 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書及び危険物保安監督者選任届出書について</p> <p>①令和元年2月に作成・周知された標準様式について、各地方自治体における利用率を御教示いただきたい。また、今後の普及促進に向け、数値目標を設定として取り組むことが必要と考えるが、いかがか。</p> <p>②事業者が書類を電子的に作成するためには、地方自治体が様式を加工する場合でも、フォーマットを変えない範囲で加工することが重要であるが、各地方自治体においてそのような対応がなされているかどうか、現状認識について御教示いただきたい。(例えば unnecessaryな項目を黒塗りにしたり、備考欄等に項目を追加するなどにより、フォーマットを変えることなく項目追加等することで、事業者の負担は小さくなる。)</p> <p>③地方自治体で独自の様式を使用している場合でも、標準様式による申請があった場合には、差替えや情報の追完を求めずに地方自治体が受理すれば事業者負担の軽減につながるが、各地方自治体においてそのような対応はなされているか。把握されていない場合、様式の使用状況等とともに調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。</p>
【回答】	
<p>①及び② 平成31年2月に全ての地方自治体に対して標準様式を活用するよう周知し、また、消防庁ホームページにおいて、加工可能な形式(Word)により標準様式を公開したところである。現時点で利用率は把握できていないが、全国消防長会危険物委員会等の機会を捉えて一層の周知を図るなど、より多くの地方自治体において同様式の利用がなされるよう、引き続き取り組んでまいりたい。</p> <p>③ 御指摘の点についても現時点では把握していないが、標準様式の使用状況等と併せて今年度中に調査を行い、導入事例や課題について全国消防長会危険物委員会等において議論を行いながら、より広く同様式の利用がなされるよう取り組んでまいりたい。</p>	

書式・様式の改善の取組について（厚生労働省分）

書式・様式の改善	
省庁名	厚生労働省
論点	<p>1. 卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書、毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書及び麻薬小売業者の役員の変更届出書について</p> <p>①厚労省 HP に掲載された書式については、すべての自治体で適切に受け付けられているかお示しいただきたい。実態を把握している場合は実態を把握し、必要な場合には個別に指導等を行うべきではないか。</p> <p>②事業者が書類を電子的に作成するためには、地方自治体が様式を加工する場合でも、フォーマットを変えない範囲で加工することが重要であるが、各地方自治体においてそのような対応がなされているかどうか、現状認識について御教示いただきたい。</p> <p>③平成 31 年 4 月 16 日の行政手続部会において、添付書類として新規に作成した診断書の標準様式について実態把握を行って普及を進めていく旨を述べられたが、現状の普及率などの実態をお示しいただきたい。また今後の普及に向けた取組について、具体的に御教示いただきたい。</p>
【回 答】	
<p>① 令和 1 年 8 月 19 日～令和 1 年 9 月 12 日の期間、業界団体へのアンケートを行った結果、約 1 割の事業者から、省令様式以外を指定されたことがあるという回答があった。この実態把握の結果を受けて、省令様式による申請でも差替を求めないよう、令和 2 年 2 月 21 日付で自治体宛て事務連絡を発出した。その後、自治体で適切に受け付けられているかを調査するため、令和 2 年夏頃を目処に、自治体・業界団体向けにアンケート実施し、同年秋頃とりまとめる予定である。</p> <p>② 各地方自治体における様式の差異としては、例えば、電話番号を記入する欄の有無や、営業所管理者の資格欄におけるチェックボックスの有無等、非常に軽微なものであると承知している。</p> <p>③ 令和 1 年 8 月 19 日～令和 1 年 9 月 12 日の期間、業界団体へのアンケートを行った結果、約 4 割の事業者が自治体が指定する様式を使用していた。この実態把握の結果を受けて、診断書の標準様式をホームページに掲載していることについて、令和 2 年 2 月 21 日付で自治体宛て事務連絡を</p>	

発出した。今後も、都道府県薬務主管課長会議や事務連絡にて、自治体や事業者に周知を行い、利用状況や標準様式を使用しない理由等を調査するため、令和2年夏頃を目処に、自治体・業界団体向けにアンケート実施し、同年秋頃とりまとめる予定である。

書式・様式の改善	
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>2. 生活保護の決定・実施に係る照会文書について</p> <p>①平成31年4月16日の行政手続部会において、生命保険会社への照会に係る本人同意書の写しの添付省略について、システム改修を経て令和元年度内に行う旨を述べているが、現在の進捗状況及び今後の取組について、具体的に御教示いただきたい。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 調査日を指定した上での生命保険会社への照会については、生命保険会社の現行システムでは対応困難であり、改修には多額の費用を要することを勘案し、地方自治体と協議の上、保護の決定実施に当たっての考え方として、生命保険会社等からの回答の範囲内での対応で差し支えない旨を、平成31年3月に周知した。</p> <p>② また、令和2年4月より、生命保険会社への照会に係る本人同意書の写しの添付を省略する運用を開始しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上し、照会様式を統一化した。</p>	

書式・様式の改善	
省庁名	厚生労働省
論点	<p>3. 指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書について</p> <p>①指定申請に係る申請書および帳票等の様式例の見直し及び周知が行われたところだが、現在の各地方自治体における利用率と、今後の普及促進に向けた取組内容について、具体的に御教示いただきたい。</p> <p>②事業者が書類を電子的に作成するためには、地方自治体が様式を加工する場合でも、フォーマットを変えない範囲で加工することが重要であるが、各地方自治体においてそのような対応がなされているかどうか、現状認識について御教示いただきたい。（地方の実情に応じて地方自治体において加工を行うことは否定されることなく、例えば unnecessaryな項目を黒塗りにしたり、備考欄等に項目を追加可能な形の様式にするなどにより、事業者の負担は小さくなる。）</p> <p>③地方自治体で独自の様式を使用している場合でも、標準様式による申請があった場合には、差替えや情報の追完を求めずに地方自治体が受理すれば事業者負担の軽減につながるが、各地方自治体においてそのような対応はなされているか。把握されていない場合、様式の使用状況等とともに調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。</p> <p>④規制改革ホットラインにおける（一社）日本経済団体連合会の提案（受付番号 310206025、平成 31 年 2 月 6 日提出）において、介護保険制度における指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告の帳票様式を全国統一すべきとの意見があり、対応として令和元年度中に一定の結論を得る予定とされているが、現在の考え方と今後の取組について、具体的に御教示いただきたい。</p>

【回 答】

- ① 「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」（平成30年9月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）において指定申請に係る申請書及び帳票等の様式例の改訂及び周知を行ったが、令和元年9月、同様式例の改訂に基づき対応を行っているかどうか、47都道府県向けにアンケートを実施したところ、「都道府県の規則等を改正した」が76.6%、「今後対応予定」が6.4%、「対応予定無し」が6.4%であった（未回答が10.6%）。「対応予定無し」と回答した自治体については、個別に確認を行ったところ、いずれも、自治体においては様式の改訂につき規則等の改正を要しないために「対応予定無し」と回答した等、実態としては改訂済であることが確認された。今般、「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月6日付老発0306第8号老健局長通知）にて、同様式例の改訂を踏まえた対応につき、未了である場合は速やかに対応を行う旨を改めて周知を図ったところ。さらに、2020年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標にも反映することにより、普及促進を図っていく。
- ② 指定申請に関する各種様式例はExcel形式に統一し、厚生労働省ホームページに掲載している。さらに、前述の老健局長通知においても、指定申請（新規・変更・更新）については、原則、厚生労働省ホームページに掲載している様式例及び参考様式を活用し、Excel等の編集可能なファイル形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに申請様式を掲載すること、また、国の様式例と異なる様式を用いている場合にはその旨を記載するよう周知している。各地方自治体における状況を網羅的に把握しているものではないが、前述の交付金も活用しながら、様式例に即した様式の使用を推進していく。
- ③ 地方自治体では、過去に発生したトラブルに対応するため、指定申請に関する各種様式・添付書類等について独自の運用を追加したといった経緯等もあり、必ずしも一律に厚生労働省が示す様式に統一させることができ

ないといった事情もある。そのような中、一部の地方自治体では提出された書類に不足事項がなければ、その地方自治体の示す様式と異なる場合でも受理している一方で、地方自治体が定める様式での提出を求めている地方自治体もあると認識している。今後、ご提案の内容についても調査を行うことを検討したいと考える。

- ④ 指定申請及び報酬請求を含む介護保険分野における行政が求める文書については、令和元年8月、社会保障審議会介護保険部会の下に、自治体職員、介護事業者等の代表者、学識経験者からなる「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、同年12月に中間取りまとめを行った。同中間取りまとめにおいては、①簡素化（様式、添付書類や手続きの見直し）、②標準化（自治体毎のローカルルールの解消）及び③ICT等の活用（ウェブ入力・電子申請）の推進等の具体的な方策について、検討スケジュールと併せて示され、これに沿って取組を推進している。具体的には、「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月6日付老発0306第8号老健局長通知）を発出し、各地方自治体に対して本通知を踏まえた適切な対応を図るよう周知し、指定申請・報酬請求・指導監査に関する文書について、これらの文書は自治事務に関するものであるという位置づけが変わるものではないものの、自治体と事業所の双方の負担軽減に繋がるものであるとして最大限の協力を求めた。この老健局長通知に紐付くものとして、「「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて」（令和2年3月31日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）を発出。専門委員会の委員からも要望が多かった「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」様式について簡素化を図り、地方自治体に対して4種類のサービス及び施設に関する参考様式を示すとともに、地方自治体からの意見を広く集め、その意見を踏まえた上で、全サービス種別毎の参考様式を改めて提示することとした（意見受付締切は令和2年5月末とし、全サービス種別毎の参考様式の提示は令和2年夏を目処とする）。また、「介護職員処遇改善加算／特定処遇改善加算」の申請様式を簡素化し、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月5日付老発0305第6号老健局長通知）にて周知した。「指定居宅サービス事業

所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」（平成30年9月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）における指定申請に係る申請書及び帳票等の様式例の改訂についても、「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月6日付老発0306第8号老健局長通知）において、未了である市町村に対しては速やかに対応を行うよう改めて周知。この取組を後押しするため、2020年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に反映させることとしている。令和2年度以降は、さらなる様式例の整備、ガイドライン・ハンドブック等の効果的な周知の方法について取り組む。

書式・様式の改善の取組について（農林水産省分）

書式・様式の改善	
省 庁 名	農林水産省
論 点	<p>1. 森林経営計画書について</p> <p>① 森林経営計画書の様式（模範例）について、現在の各地方自治体における利用率をお示しいただきたい。今後の普及促進に向け、数値目標を設定として取り組むことが必要と考えるが、いかがか。</p> <p>② 事業者が書類を電子的に作成するためには、地方自治体が様式を加工する場合でも、フォーマットを変えない範囲で加工することが重要であるが、各地方自治体においてそのような対応がなされているかどうか、現状認識について御教示いただきたい。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 令和2年2月に開催した森林計画関係業務担当者会議における個別ヒアリング等において行った各都道府県に対する聞き取り調査では、すべての都道府県において森林経営計画書の様式（模範例）で作成されているとの回答があり、十分普及が図られている状況であることから、数値目標を設定する必要はないと考えている。</p> <p>② 各都道府県に対する聞き取り調査では、例えば、地方自治体において個別に必要とする情報などは、計画書の備考欄を用いて記載させるなどの工夫を行っているものと聞いている。</p> <p>このように地方自治体が様式を加工する場合でも、森林経営計画書（模範例）からフォーマットを変更するような加工まではなされておらず、問題は生じていないものと認識している。</p> <p>林野庁としても、書式の一律利用を強制はしていないところであるが、地方自治体の使い勝手の良さや事業者の利便性との両立が引き続き図られるよう、今後とも、地方自治体や事業者からの相談等に丁寧に対応して参りたい。</p>	

書式・様式の改善の取組について（国土交通省分）

書式・様式の改善	
省 庁 名	国土交通省
論 点	<p>1. 屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書について</p> <p>①平成 30 年 9 月 27 日に通知した様式について、地方自治体での普及率ほどの程度になっているか。今後の普及促進に向け、数値目標を設定として取り組むことが必要と考えるが、いかがか。</p> <p>②事業者が書類を電子的に作成するためには、地方自治体が様式を加工する場合でも、フォーマットを変えない範囲で加工することが重要であるが、各地方自治体においてそのような対応がなされているかどうか、現状認識について御教示いただきたい。</p> <p>③地方自治体で独自の様式を使用している場合でも、標準様式による申請があった場合には、差替えや情報の追完を求めずに地方自治体が受理すれば事業者負担の軽減につながるが、各地方自治体においてそのような対応はなされているか。把握されていない場合、様式の使用状況等とともに調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。</p>
【回 答】	
<p>① お尋ねの様式については、屋外広告業者の手続的・経済的な負担の軽減と登録事務の効率化の必要性を踏まえ、改正への協力を求める通知を平成 30 年 9 月 27 日に発出したところです。</p> <p>地方自治体においては、様式の変更に当たって内部規則等を改正する必要があることや新様式の使用についての関係者への周知に一定の期間を要すると考えられることから、フォローアップを行っており、5 月末を目途にとりまとめることとしております。フォローアップの結果を踏まえて今後の対応を検討してまいります。</p> <p>② お尋ねの内容については、平成 30 年 9 月 27 日に通知した様式において、各自治体が記載する必要がないと判断した項目等については黒塗りにする・斜線を引く等、様式の加工の方法を明示していることから、各地方自治体においても適切に対応され統一様式での申請も可能になるものと考えており、上記のフォローアップで対応状況を確認します。</p> <p>③ 申請様式の規格については、各地方自治体が屋外広告物条例施行規則で</p>	

定めており、独自様式を使用している地方自治体において、標準様式による申請があった場合の差替えや情報の追完を求めない運用を行っているかについては把握しておりません。今後、社会情勢に配慮しながら適切なタイミングで調査を行ってまいります。

書式・様式の改善	
省 庁 名	国土交通省
論 点	<p>2. 道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書について</p> <p>①各書式について、現在の各地方自治体における利用率をお示しいただきたい。今後、更なる普及促進に向け、数値目標を設定して取り組むことが必要と考えるが、いかがか。</p> <p>②事業者が書類を電子的に作成するためには、地方自治体が様式を加工する場合でも、フォーマットを変えない範囲で加工することが重要であるが、各地方自治体においてそのような対応がなされているかどうか、現状認識について御教示いただきたい。</p> <p>③地方自治体で独自の様式を使用している場合でも、標準様式による申請があった場合には、差替えや情報の追完を求めずに地方自治体が受理すれば事業者負担の軽減につながるが、各地方自治体においてそのような対応はなされているか。把握されていない場合、様式の使用状況等とともに調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。</p>
【回 答】	
<p>① お尋ねの各書式については、当時の利用率が道路工事施行承認申請書については約 55%、道路占用許可申請書については約 87%であったことから平成 31 年 3 月 19 日付けの事務連絡において①他の様式を用いている場合の統一様式使用の徹底、②統一様式での申請があった場合においても書式の変更を求めることのないよう徹底する旨周知を行ったところです。</p> <p>統一様式と異なる様式を使用している地方自治体においては、様式の変更に当たって内部規則等を改正する必要があることや統一様式の使用についての関係者への周知に一定の期間を要することが考えられることから概ね 1 年が経過した年度明けのタイミングでのフォローアップを検討しております。フォローアップの結果を踏まえ今後の対応を検討してまいります。</p> <p>なお、現在の日本全国の情勢を鑑み、地方自治体へのフォローアップ調査を今すぐに依頼することは適切でないと思料します。地方自治体が通常業務の状態に戻った時点で、なおかつ十分な期間を設けて調査を行い、道路管理者（地方公共団体）の協力が得られる時期を検討したいと考えます。</p>	
② お尋ねの内容については、上記①の事務連絡②の内容で周知を行って	

いることより、各地方自治体においても適切に対応され統一様式での申請も可能になるものと考えます。

また、上記①のフォローアップ調査と併せて調査をする予定です。

- ③ お尋ねの内容については、上記①のフォローアップ調査と併せて調査する予定です。

書式・様式の改善	
省庁名	国土交通省
論点	<p>3. 沿道掘削施行協議書について</p> <p>①沿道掘削施行協議について、特に東京都においては同一工事に対し都と市区に異なる書類を提出する必要があることが課題となっていたが、実際に統一されたか、改善状況を具体的にお示しいただきたい。</p>
<p>【回答】</p> <p>① お尋ねの課題については、平成31年3月5日付の事務連絡において、東京都に対して書類を統一することが望ましい旨を周知し、さらに同月6日付で東京都より都内区市町村の道路管理者へ同旨を周知したところです。また、その際に都の様式も合わせて送付いたしました。</p> <p>現在、都内区市町村に対して、様式の統一状況調査を実施しているところではありますが、現在の日本全国的情勢や地方自治体の業務体制を考慮し、調査には十分な期間を設けることとし、調査結果を確認した上で、東京都と対応してまいります。</p>	

書式・様式の改善	
省庁名	国土交通省
論点	<p>4. 臨時運行許可申請書</p> <p>①処理基準として統一様式を定め、平成31年3月25日に市区町村へ通知されたところだが、すべての地方自治体において活用されているのか。実態を把握していない場合には、実態を把握の上、必要に応じ、勧告等を行うべきではないか。</p> <p>②事業者が書類を電子的に作成するためには、地方自治体が様式を加工する場合でも、フォーマットを変えない範囲で加工することが重要（地方の実情に応じて地方自治体において加工を行うことは否定されることなく、例えば不必要な項目を黒塗りにしたり、備考欄等に項目を追加するような加工であれば、事業者の負担は小さくなる。）であるが、各地方自治体においてそのような対応がなされているかどうか、現状認識について御教示いただきたい。</p> <p>③地方自治体で独自の様式を使用している場合でも、標準様式による申請があった場合には、差替えや情報の追完を求めずに地方自治体が受理すれば事業者負担の軽減につながるが、各地方自治体においてそのような対応はなされているか。把握されていない場合、様式の使用状況等とともに調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。</p>
【回答】	
<p>① 通達上、地方自治体の負担に鑑み、地方自治体において条例改正等の手続きが必要な場合における当該手続きが終了するまでの間や従前の申請書様式の在庫がある場合には、従前の申請様式の使用を認めている。このため、統一様式を導入するまでに一定の期間を要することが見込まれることから、通達発出後1年経過となる現時点において実態調査は行っていない。今後、地方自治体における統一様式の導入状況を踏まえつつ、本年7月を目処に実態調査を行い、10月頃に調査結果の取りまとめを行う。</p> <p>② 上記①のとおり、現時点において、地方自治体に対する実態調査は行っていないため、統一様式の加工状況は把握していない。今後の実態調査の中で、統一様式の加工状況についても実態を把握することとし、その結果を踏まえ、対応を検討することとしたい。</p> <p>③ 上記①のとおり、現時点において、地方自治体に対する実態調査は行っていないため、標準様式による申請への対応状況は把握していない。今後</p>	

の実態調査の中で、標準様式による申請への対応状況についても把握することとし、その結果を踏まえ、対応を検討することとしたい。

書式・様式の改善の取組について（環境省分）

書式・様式の改善	
省 庁 名	環境省
論 点	<p>1. 産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書について</p> <p>①各種様式について都道府県等に対し、現行の省令様式を活用するよう通知が発出されたところ、現在においても独自の様式で事業者に報告を求める都道府県等があると指摘されている（「Society5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言—2019年度経団連規制改革要望—」（2020年3月17日））が、現状をどう認識しているか。また、省令様式を利用しない自治体については、その理由等を分析の上、個別の働きかけ等が必要と考えるが、いかがか。</p> <p>②事業者が書類を電子的に作成するためには、地方自治体が様式を加工する場合でも、フォーマットを変えない範囲で加工することが重要であるが、各地方自治体においてそのような対応がなされているかどうか、現状認識について御教示いただきたい。（地方の実情に応じて地方自治体において加工を行うことは否定されることではなく、例えば unnecessaryな項目を黒塗りにしたり、備考欄等に項目を追加するような加工であれば、事業者の負担は小さくなる。）</p> <p>③地方自治体で独自の様式を使用している場合でも、標準様式による申請があった場合には、差替えや情報の追完を求めずに地方自治体が受理すれば事業者負担の軽減につながるが、各地方自治体においてそのような対応はなされているか。把握されていない場合、様式の使用状況等とともに調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。</p> <p>④産業廃棄物管理票の電子マニフェストについて、2022年度の普及率70%を目標として掲げているが、現在の普及率をお示しの上で、2022年度の目標を達成する道筋について、具体的に御教示ください。</p> <p>⑤特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出する事業者は、令和2年度に電子マニフェストの使用が義務付けられるが、それ以外の事業者にはどのように普及させていくか、具体的に御教示ください。</p> <p>⑥規制改革ホットラインにおける（一社）日本経済団体連合会の提案（受付番号310215012、平成31年2月15日提出）において、各種様式の提出手続の電子化を進めるべきとの意見があり、対応として通知の発出により、電子媒体での受付も可能とする旨を周知することで電子化の推進を促すとされているが、実態として電子媒体での受付が行われている自</p>

治体はどの程度あるか、お示しいただきたい。また、今後の更なる電子化推進策についてどのように考えているか、御教示いただきたい。

【回 答】

- ①②③ 環境省が平成 30 年度に実施した調査では、規則で定められた様式に独自に項目を追加した様式を用いている自治体が約 2 割程度となっており、各都道府県の事務の実情に合わせてフォーマットの加工等を行っている状況であったため、平成 30 年度末に様式を統一するよう通知を发出したところ。現在、当該通知を受けた各都道府県等の対応状況について、省令様式あるいは環境省ウェブページ掲載のエクセルデータを利用しない都道府県等にその理由も含めて確認する調査に着手したところ。調査結果を踏まえ分析を行い、今後の対応について本年夏頃を目処に検討する予定。また、地方自治体において標準様式での申請があった場合の差し替えや情報の追完の指示の有無、備考欄等の項目追加については把握していないが、上記調査と併せて行うことを予定している。
- ④⑤ 2020 年 2 月末時点の電子マニフェストの普及率は 62%である。目標達成に向けては、廃棄物の排出事業者には零細な個人事業主も多いことから、少量排出事業者が電子化のメリットを実感できるよう、電子マニフェストの登録支援機能の充実を図るなど「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」（別添参照）に盛り込まれた施策を着実に実施していく。
- ⑥ 環境省が平成 30 年度に実施した調査では、産業廃棄物管理票等状況報告書の提出については、68.9%の自治体が「紙、電子データのいずれでも可」、産業廃棄物処理計画および実施状況報告書については、93.4%の自治体が「紙、電子データのいずれでも可」もしくは「電子データのみ」という結果であり、全ての都道府県等で電子媒体での受付がなされている状況ではなかったため、平成 30 年度末に发出した通知において、電子データでの受付も可とするよう周知を行ったところ。現在、当該通知を受けた各都道府県等の対応状況について、電子媒体での受付をしていない都道府県等にその理由も含めて確認する調査に着手したところ。調査結果を踏まえ分析を行い、今後の対応について本年夏頃を目処に検討し、引き続きさらなる電子化の促進を検討していく。